

# 国立劇場の再整備に係る整備計画（概要）

令和3年3月一部改定

文部科学副大臣のもと、関係省庁（※）によるプロジェクトチーム（PT）において、令和2年7月に策定した「国立劇場の再整備に係る整備計画」について、その後の、国立劇場の再整備にあたって必要となる機能、民間収益施設導入の考え方、PF1事業スキーム等の検討結果を踏まえ、以下の通り改定。

※文科省、文化庁、内閣官房、国土交通省、日本芸術文化振興会（国立劇場）

## 機能強化等の方向性：(1) 伝統芸能の伝承と創造に係る機能強化、(2) 文化観光拠点としての機能強化、(3) 周辺地域との調和等

### ◆国立劇場のスペース

- ・ 伝統芸能の伝承と創造の中核拠点として、国内外の人々の交流を生み出す文化観光拠点となるように整備を行う。
- ・ 施設の子ザインには、木材活用等により和を感じさせるなど「日本らしさ」を取り入れ、風格・品格を備えた施設とする。
- ・ 感染症への対策など集客施設としての対応を充実するとともに、障害者、高齢者、子供連れ、外国人など来場するすべての方が安全で快適に利用できる高水準のユニバーサルデザインを導入する。

(1) 伝統芸能の魅力をも適切に表現できる舞台設備  
舞台間口及び奥行きを拡張、花道及び文楽舟底の自動化、電動巻上式吊物機構の導入、各劇場楽屋の狭隘化解消、大道具関連施設の拡充と防音対策、稽古場の狭隘化解消及び防音・防振対策、可変式プロセニウム・アーチの導入等



(2) 人材養成にかかるとなる機能強化  
研修機能の集約、諸室・スペースの拡充、研修室の防音・防振対策等

(3) 展示機能の充実と普及・発信機能の強化

観劇を目的としない人々も利用できる  
グランド・ロビーの新設、体験型展示施設の拡充、舞台裏を見学できるツアー動線の新設、短時間で観劇体験ができるイベントスペースの新設、ICTの活用等による新たな鑑賞環境の創出に向けた機能強化等



(4) レストラン、カフェ、ショップの整備

観劇を目的としない人々も利用できるレストラン・ショップ等をグランド・ロビーに接して配置し、これらの魅力向上等を図る。

### ◆民間収益施設の導入の考え方、PF1事業スキーム

- (1) 民間収益施設の導入の考え方  
施設整備及び維持管理・運営を一体でPF1事業に位置付けたうえで、PF1事業の付帯事業として定期借地権等を活用した民間収益施設の設置を前提に進め、文化観光に資するホテルに加え、事務所、レストランやカフェ、売店等を想定する。
- (2) PF1事業の業務範囲  
施設整備業務のほか、建築物及び一般的な設備機械の維持管理業務や劇場運営業務の一部（公演の本体業務及びその付随業務以外）を含め、BTO方式・サービス購入型を前提に進める。
- (3) コスト、PF1事業の事業期間  
PF1事業費の平準化による年度負担額の抑制及び民間事業者のリスク負担軽減とのバランス等について引き続き検討を進めるとともに、マーケティングの結果や市場の動向等を踏まえて事業期間を設定。

### ◆今後の進め方

- ・ 基本的な仕様・面積は文化庁に設置する有識者会議において関係団体の意見を踏まえ、検証・調整を行う。
- ・ 民間収益施設を含めた施設計画については、関係機関と引き続き調整・協議を進める。
- ・ 近接する準町換気所の配置・景観及び永田町駅・半蔵門駅からのアプローチの改善・景観整備について、関係機関等と協議を進める。
- ・ 霞が関団地に係る都市計画について、東京都等の関係機関等と連携し必要な調整を進める。

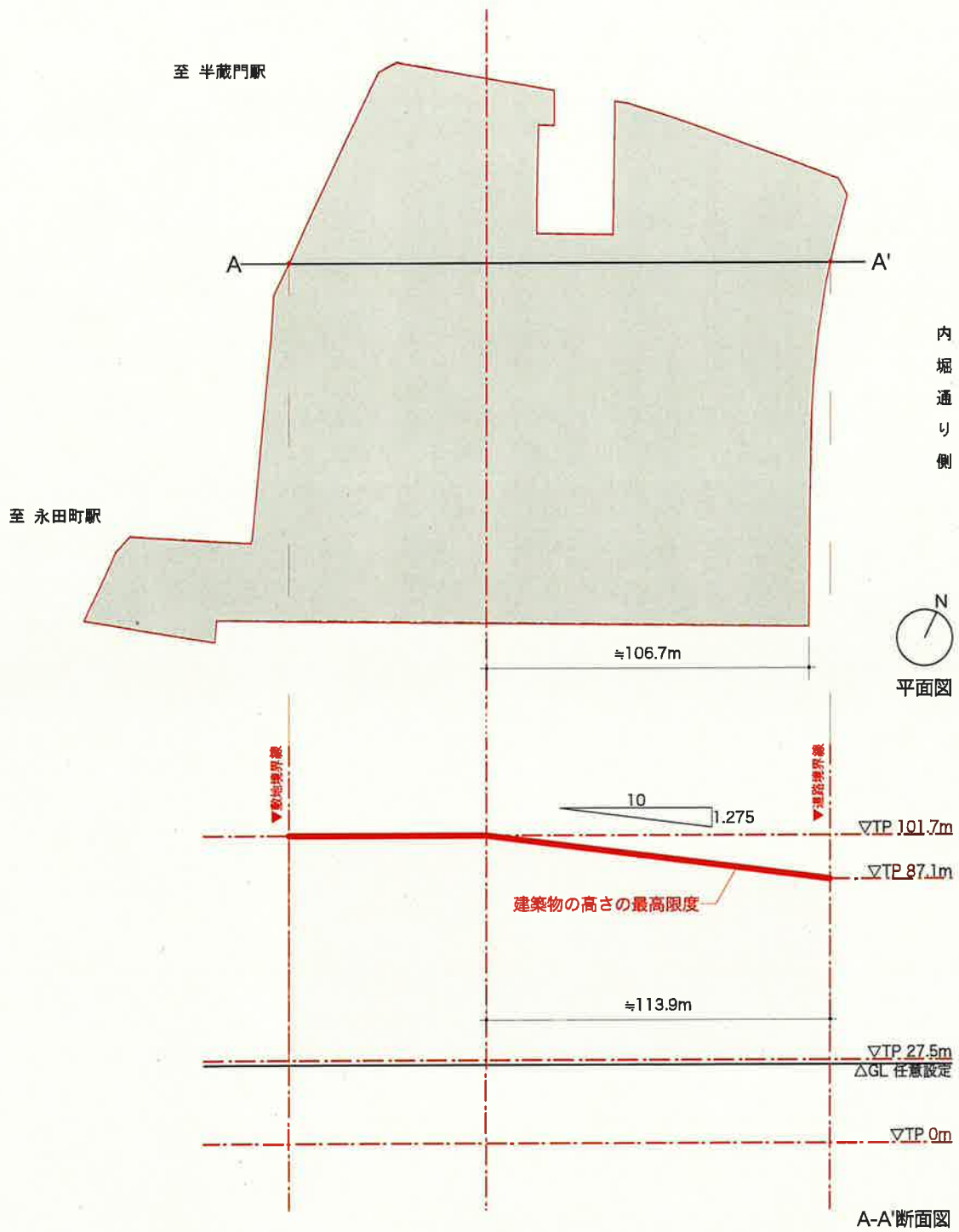
### ◆スケジュール

再整備後の再開場時期は、整備計画の策定後の概ね10年後（令和11年度）を目指す。本整備計画は、今後の検討状況を踏まえ、必要に応じ改定を行う。

- 令和3年度 実施方針概略の策定
- 令和4年度 実施方針の公表、特定事業の選定・公表
- 令和5年度 入札手続き～契約締結
- 令和11年度 現国立劇場施設の休館再開場

項目	施設計画の条件		
公共施設の配置（空地、歩行者ネットワークの確保）	空地、広場等（有効空地率35%を確保）の整備（グランドロビー等の室内空間も算定可。ただし、室内空間と広場等との一体的な繋がりが必要となる）		
	歩行者用通路の整備（敷地内に東西に通り返り通路を整備）		
	歩道状空地（幅員2m）の整備（北側、西側の千代田区道沿いへ配置し、敷地内への動線を確保する）		
建築物の用途の制限	資料—2 付帯事業の実施条件(案)に規定する施設用途による。		
建築物の容積率の最高限度	500%（付帯事業を含めて500%未満で施設計画を行うこと。）		
建築物の建ぺい率の最高限度	60%（付帯事業を含めて60%未満で施設計画を行うこと。）		
建築物の敷地面積の最低限度	30,000㎡		
建築物の高さの最高限度	【添付資料4-2】「敷地内高さ制限図」による		
壁面の位置の制限	東側内堀通り沿い		
	北側、西側千代田区道沿い	H < 10m	壁面後退：10m（正面性を考慮し設定）
		10m ≤ H < 50m	壁面後退：2m
		50m ≤ H < 100m	壁面後退：6m
※ただし、警察官詰所等の軽微な建築物や工作物等は対象としない （【添付資料4-3】「敷地内壁面線の位置図」参照）			
建築物の形態又は意匠の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱については、地区内の調和を図りつつ、周辺環境に配慮した色調や意匠とする。		
緑化面積	緑化可能面積の35%以上。ただし、国立劇場の機能として必要となるスペースを除くことができる。（警察関係車両等スペース、災害時の外部への利用者避難スペース等）		
建物環境性能*	PAL * 低減率：10%以上		
	ERR : 20%以上		
都市交通基盤施設への影響	発生する交通量が、区域内及び周辺道路などに与える影響について、「大規模開発地区関連交通計画マニュアル（平成26年6月国土交通省都市局都市計画課）」などによる予測を行い、必要な対策を講じること		
下水道等の供給処理施設に対する影響	下水、雨水、ゴミなどの発生量の予測を行い、関係行政機関と調整を図り、必要な対策を講じること		
帰宅困難者対策等	【参考資料4-7】「独立行政法人日本芸術文化振興会事業継続計画」による		
日照	周辺の土地利用の現況及び将来の市街地像並びに土地の自然的条件に配慮し、計画区域及び周辺地域の良好な環境を確保する計画とすること		
風環境	当該区域の通風の確保や風害の防止など、風環境に十分配慮し、地域特性に応じた配置とするとともに、風洞実験その他のシミュレーションなどにより、風環境の影響を予測し、その予防及び改善のための適切な措置を講じること		
景観上の配慮	立地を踏まえ、皇居及び国会議事堂との関係に留意し、良好な都市景観を形成すること。		

※このほか、要求水準書第4章第4節2.に規定する環境負荷低減性に関する性能等を満足する。



S=1/2000 (A4)

添付資料 4-3 敷地内壁面線の位置図

